

手続開始通知

2017年7月3日

代理人 殿

独立行政法人 国際協力機構
異議申立審査役

貴殿の2017年4月27日受領の異議申立（2017年5月16日受理）につき、以下のとおり手続き開始の決定がなされたことをお伝えします。詳細につきましては、同封の「検討結果」をご覧ください。

今後、約2か月間にわたり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」及び「異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不順守にかかる事実の調査、及び当事者間の対話の促進が行われます。このため、貴殿及び/又は申立人に対してインタビューを行う可能性があります。その場合、貴殿とご連絡の上、必要な手配を行わせていただきます。

貴殿の異議申立書については、今後ウェブサイトにて公開されることとなります。

また異議申立審査役が作成する報告書、独立行政法人国際協力機構の事業担当部署の意見書、及び当事者の意見書についても、一連の手続後、ウェブサイトにて公開されることとなります。それら文書の公開に際しては、異議申立手続要綱及び/又は法令に基づき不開示とすべき事項を除き、公開されます。

しかしながら、貴殿の異議申立書が公開される際は、貴殿の要請に基づき、申立人の氏名は公開致しません。また申立人の情報を保護する観点から、念のため、申立人の氏名に加え、貴殿の異議申立書の脚注で言及されておりますURLのリンクを削除する措置を講じさせて頂きたいと思っております。

詳しい手続については、

<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

をご覧ください。また、異議申立審査役までお問い合わせください。

以上

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての必要項目につき日本語訳及び英語訳で記載されている（原本はポルトガル語）。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

申立書は、ガイドライン不遵守の結果として当該プロジェクトにより現実の被害を受けた、あるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の 2 名以上の居住者により、提出されている。しかしながら代理人の権限の範囲を含めさらに調査/情報が必要である。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、申立書により特定されたプロジェクトはJICAが技術協力を実施している案件である。

(3) 期間

合意文書の情報公開以降、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから一か月が経過するまでの期間に異議申し立てが提出されている。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人は、実際の被害が発生した、あるいは発生するかもしれないと主張している。しかしながら更なる調査が必要である。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立人は JICA が環境社会配慮ガイドラインの 1.1、1.2、1.4、1.5、1.9、2、2.1、2.4、2.5、2.6、2.8 及び 2.9 の条項に違反していると主張している。しかしながら更なる調査が必要である。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、JICA のガイドライン不遵守と実際の被害との因果関係を主張し、記載している。しかしながら更なる調査が必要である。

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立書では、申立人はプロジェクト実施主体との協議を試みたことが記載されている。

(8) JICA との協議の事実

申立書では、申立人はJICAの事業担当部署との対話を行おうとしたことが記載されている。しかしながら、JICAモザンビーク事務所が申立人より連絡を受けたとの事実は確認出来なかった。

(9) 濫用の防止

申立書における濫用の懸念はないと考えられる。

[END]